美咲町公民館の使用のきまり

使用予約について

●中学生以下の者が会議室など申請、許可を得て施設を使用する場合は、「保護者又は監督者（１８歳以上の方)」が同伴してください
●電話で予約された方も使用される日の３日前までに必ず使用許可申請書を公民館窓口まで提出してください。３日前までに申請がない場合は予約を取り消す場合があります
●公民館活動の観点から、原則として２人以上での使用をお願いします
●申請をキャンセルする場合は必ず公民館へ連絡をしてください
●【中央公民館のみ】公民館学習スペース（生涯学習センター２階）の予約は、公民館会議室が全室使用不可（予約済み等）の場合のみに限ります

使用時間ついて

●公民館の使用時間は午前８時３０分から午後１０時までで、準備・片付けの時間も含みます。許可された使用時間を超過して使用することはできませんのでご注意ください
●【中央公民館のみ】公民館学習スペース（生涯学習センター２階）の使用時間は８時３０分から１７時までです

使用上のご注意

●活動で出たごみはお持ち帰り下さい
●貴重品などの管理及び駐車場内での事故、盗難などの責任は公民館では負いかねます
●施設並びに備品等の汚損、破損又は紛失については速やかに報告をしてください。この場合、故意の有無にかかわらず使用団体により弁償又は現状復帰をお願いします
●忘れ物について、現金・貴重品は警察に届けます。その他の拾得物は一時的に保管しますが、３カ月を期限とし処分させていただきます
●退室の際は使用報告書に必要事項を記入し、公民館窓口へ提出してください
●会場の使用後はチェックシートを確認し必ず清掃、備品などは元の場所に戻すなど責任を持った使用をお願いします
●午前８時３０分から午後６時（公民館開館から図書館閉館）まで、会議室以外での音の出る使用（楽器、音響、モニター等）及び大声での会話、館内で走るなど、他の利用者の迷惑となる行為は禁止します。又、会議室内で音が出る場合、必ず扉を閉めて使用してください

公民館使用の制限

●公民館の使用について下記事項は禁止します
①許可なく施設内外への看板の設置や掲示物を貼ること
②許可なく付属設備並びに備品を公民館外に持ち出すこと
③許可なく調理室以外での飲食の調理並びにその他火気を使用すること
④特定の政党、党派並びに特定の宗教・教派を支持、宣伝する行為、チラシの掲示や配付等すること
⑤企業や団体又は個人等が、商品やサービス等説明会、無料体験会など直接または間接的な営利活動に関すること
⑥企業や団体又は個人等が、物品販売や販売物品の展示、広告等営利目的として使用すること
⑦許可なくチラシの設置やポスターの掲示をすること
⑧施設内で喫煙すること
⑨利用者や建物等に危害を及ぼす等の迷惑行為を行うこと

その他

●USB 等外部媒体からの取り込み並びに、メール転送からのプリントアウトは公民館ではお受けできません。原稿を持参した場合のコピー、印刷は有料で利用できます
●公民館を選挙、災害時等に使用する場合には、予約を取り消す場合がありますので、予めご了承ください
●その他公民館職員の指示に従ってください。指示を守れない場合は使用をお断りさせていただく場合があります
●このきまりは令和８年４月１日より適用し、必要に応じて改正します